

## 農ある暮らし応援します

# 空き家と一緒に農地を「売りたい/貸したい」「買いたい/貸りたい」方へ

恵那市農業委員会では、平成30年4月1日より「空き家バンク登録物件に付随した農地」を空き家と共に取得する場合、**各種条件を満たす場合**（※1）農地法3条による下限面積（別段の面積）要件を1アール（100㎡）まで引き下げます。

売買等が難しい空き家に付随した農地について、下限面積を引き下げ、農地を取得しやすくすることで、休農地等の有効利用と新たな農業者の確保及び移住定住促進を目的としています。

### ●※1 主な条件は、

- ・適用を受ける農地は、空き家所有者名義の農地で、遊休農地等又は遊休化が見込まれる農地であること
- ・適用を受ける農地に付随した空き家は、恵那市空き家情報活用制度（空き家バンク）に登録されていること

**【手続きのながれ】** 空き家バンクを登録してからの申請となります。

- ① 「空き家に付随した農地の指定申請」を農業委員会へ提出（農地所有者）
- ② 農業委員会総会において、適用の可否を判断し公告（農業委員会）
- ③ 農地所有者へ判断結果を通知（農業委員会）
- ④ 家屋及び農地の取得に関する交渉・契約（空き家所有者・取得希望者）
- ⑤ 農地法第3条許可申請書（※2）を農業委員会へ提出（農地所有者＋取得希望者）
- ⑥ 農業委員会総会において許可の可否を審議し、許可書を発行（農業委員会）

### 【農地筆指定申請の必要書類】

- ・空き家に付随した農地指定申請書・不動産登記簿の土地の全部事項証明書（写し可）・公図・位置図・空き家バンク物件登録完了通知書の写し

### ●※2 空き家に付随した農地を取得する場合の農地法第3条許可時の条件

- ・農地のすべてを効率的に利用して耕作すること
- ・取得後の農地面積の合計が1アールを超えること
- ・周辺の農地利用に悪影響を与えないこと
- ・3年以上継続して耕作する旨の誓約書を提出すること



### 【農地取得の必要書類】

- ・通常の農地法第3条許可申請書・誓約書

### 《お問い合わせ》

◎空き家に付随した農地に関すること 恵那市農業委員会 Tel 0573-26-2111

- ・詳細 窓口又は 恵那市HP <http://www.city.ena.lg.jp/kurashi/life/house/tetsuduki/noutitukiakiya/>

◎空き家バンクに関すること 恵那市くらしビジネスサポートセンター（恵那市移住定住推進室） Tel 0573-26-2266

- ・詳細 窓口又は 恵那市HP <http://www.city.ena.lg.jp/kurashi/life/house/chintai/akiyabank/>